【郵便局認可】

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百九十八號
明治二十年一月廿九日　土曜日（甲午）
舊丁亥正月六日
日出午前七時零四分　日入午後五時二十三分
月出午前九時四十八分　月入午後十時零一分
滿潮午前八時五十分　午後九時零六分
（西暦一千八百八十七年）

時事新報

巨文島拋棄の事如何

英國が朝鮮の巨文島を占領したるは一昨明治十八年三月初旬の事にして當時英國は阿富汗事よりして既に露國と戰端を開かんとする勢に立至りたる時なりければ先づ取敢へず同島を占領して露國の極東諸港を差押へ一旦開戰を告ぐるの曉には露國の軍艦をば一歩も之より西に下らしめじと期したりしものならん然るに幸にして英露の交渉は破裂に至らずして止みたるも英國は依然同島を據有して之を持主に返付せんともせず海岸には砲臺を築き港口には水雷火を埋めなどして却て益々其守備を嚴にし永久之を占有せんとするの氣色ありしに昨年來は頓に趣を變じて或は之を拋棄せんとするの意あるやの噂、往々世に聞ゆるが近頃に至り同國は愈々拋棄のことに決したるものと見へ現に長崎よりの報道によれば英國は愈々巨文島を棄るに付是迄同島に建築したる建物等を公賣するの廣告をなしたりといへり前述の如く巨文島拋棄の噂は久しく世間に聞へ渡りたる處にて昨年の暮頃には英國にては同嶋を支那に讓渡さんとの風說さへありたりしが今回の報道によれば之を他國に讓渡す事をなさずして唯持主に返付する事に決したるものなりといへり此事に就ては世間の臆說區々にして若し英國にて永久同島を據有するに於ては露國も勢、何處か地を占領せんとするが爲に之を拋棄したるならんといひ又は朝鮮の中立を受合ふ露淸兩國の約條整ひたるを以て英國は同嶋を拋棄したるならんなどの說あれども何れも信を措くに足らず抑も英國が此島を據有したるは一昨年の三月英露事件の折に際し一時の急に迫り取敢へず占領したる次第なれども聞く所に據れば英國の海軍省に於ては同嶋の位地形勢に就ては既に十數年前より考察を遂げたることあり又故パークス氏の如きも東洋に在勤中同嶋の事に就ては北政府に勸告したる事もありたる由なれば英國にては兼てより同嶋を以て東洋の一要地と認め一旦緩急の時には之を占領するの覺悟ありし事ならんされば同國が之を占領したる上にて永久之を據有せんとしたるも偶然にあらずして亦永久之を據有するを以て必要と認めたるものならん然るに今回遽に之を拋棄せんとするには何か其理由の存する所なかるべからず世間或は此報に接して英國が同嶋を拋棄するは東洋の平和を謀るの好意に出づるものなりとて喜色を呈するものなきにあらずと雖ども英國が今日に至りて遽かに前日の非を悟り巨文嶋を占領したるは朝鮮へ勿論、日淸兩國に對しても無遠慮の次第なりと心付て穩に之を持主に返付する氣になりたる譯にもあらざるべし又目下東洋の關係は甚だ靜穩なるを以て英國は同島を據有するの必要なきを以てこれを拋棄する事に決したるやといふに近來バルガリヤ事件よりして歐洲列國間の交際甚だ滑かならず春暖を待て戰端を開かんとするなどの風說喧しく今日あれば英國が東洋に於て露國に備ふるの戒心は一日も怠るべき時にあらずされば今回の拋棄は世狀正さに太平なりといふより外に何か他の理由なかるべからず我輩の聞く所に據れば英國支那艦隊の將官等は先頃より頻りに說をなして同島の要害を堅固になし十分頼むべきものとなすには非常の入費を要すべしさりとて之を十分にせざれば事あるの日、頼みとなすに足らぬぞ、よしや又之を十分になしたりとて英國海軍の爲に左程の利益をなすに至るまじと主張したる由なりされば英國政府にても兼て同島をば東洋の一要地と見込み居たるも之を占領したる上にて實際の經驗より十分、頼みとなすに足らざる事を發見したるを以て此說を容れて扨は拋棄と決したるものならんか然れども今日の形勢に於て英國が露國の極東諸港を扼する爲めに朝鮮の巨文嶋又は日本の對馬近傍に於て一の海軍碇泊所を所有するの必要は敢て前日に異なるとなく殊に近頃は露國が朝鮮の永興灣又は北靑地方を占領せんとするの風說さへありて又歐洲の關係も頗る困難なる折柄、今の必要は益々前日より切なることなるべきに今日突然英國が同島を拋棄したるは或は其更に同島より大なるものを望むの意に出でたるやも知るべからず今日世界の大勢と英國の利害とより見れば東洋極端の二三島嶼、之を取るも之を捨るも何等の遠慮會釋をも要せざる有樣なれば今日巨文嶋を捨つること恰も敝履を脫するが如くなるは明日他の之より大なるものを取ること恰も亦落葉を拾ふが如くなるならんか彼の巨文嶋は一昨明治十八年の占領以前より英國の胸算に於ては早く既に之を自家の所有と認め居るものなり日本の西、朝鮮の近海、港灣島嶼其數頗る多し思ふに其中或は既に英國胸中の版圖たるものもならんかと思ゆることあり

官報

○東京府令第五號

區部郡部地方稅徵收規則左ノ通相定メ本年四月一日ヨリ施行ス

但本規則ニ抵觸スル從前ノ令達ハ本文施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十年一月廿八日　東京府知事高崎五六

區部地方稅徵收規則

第一章　地租割○第一條　地租割ハ地租ノ納期ニ於テ徵收スヘシ但田方ハ第三第四ノ兩期ニ於テ徵收スヘシ

第二章　營業稅○第二條　商業工業ノ開廢（賣藥請賣及行商ハ賣藥規則ノ手續ニ依ル）ハ其區役所ヘ屆出ヘシ但警視廳ノ免許ニ係ル營業ハ其免許證ヲ添ヘシ○第三條　營業稅前半年度分ハ四月一日ヨリ五月卅一日迄ニ後半年度分ハ十月一日ヨリ十一月卅日迄ニ徵收スヘシ但區長ハ其期限內ニ於テ徵收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得

第三章　雜種稅○第四條　料理屋待合茶屋遊船宿芝居茶屋飲食店湯屋理髮人雇人受宿遊藝稼人相撲俳優幇間藝妓市場演劇興行遊覽所遊技場人寄席水車屠畜ノ開廢業ハ其區役所ヘ屆出ヘシ但警視廳ノ免許ニ係ル營業ハ其免許證ヲ添フヘシ○第五條　乘馬ハ營業自用ヲ區別シ所有者ヨリ其區役所ヘ屆出ヘシ○第六條　遊藝稼人相撲俳優ノ等級ハ郡區ヲ通シテ設クルモノトシ遊藝稼人ハ頭取相撲ハ年寄總代俳優ハ座元總代ノ連署ヲ以テ本人所在ノ區役所ヘ屆出ヘシ但其等級變換ノ時モ亦同シ○第七條　料理屋待合茶屋遊船宿飲食店湯屋理髮人雇人受宿市場人寄席水車乘馬稅前半年度分ハ四月一日ヨリ五月卅一日迄ニ後半年度分ハ十月一日ヨリ十一月卅日迄ニ徵收スヘシ但區長ハ其期限內ニ於テ徵收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得○第八條　遊藝稼人相撲俳優幇間藝妓遊技場ハ毎月廿日迄ニ徵收スヘシ○第九條　芝居茶屋演劇及建物アル興行稅ハ其開場十日以上ノモノハ十日毎ニ十日未滿ノモノハ日數ニ應シ前收シ上リ高ニ準トスル興行及遊覽所稅ハ其開場五日以上ノモノハ五日毎ニ五日未滿ノモノハ閉場ノ日上リ高仕譯書ニ依リ徵收スヘシ○第十條　船車稅ハ國稅ノ納期ニ於テ徵收スヘシ○第十一條　屠畜稅ハ屠殺前所有者ヨリ屠畜場所在ノ區役所又ハ戶長役場ヘ納メ領收證ヲ請取ヘシ屠畜場管理人ハ其頭數ヲ稅金領收證ニ照シ屠殺後其證書ニ屠殺濟ノ文字ヲ朱書シ返付スヘシ

第四章　家屋稅○第十二條　家屋稅ノ標準トスヘキ建物新築ノ時ハ左ノ書式ニ依リ所有者ヨリ其區役所ヘ屆出ヘシ但其增減變換ノ時モ亦同シ○第十三條　家屋稅前半年度分ハ四月一日ヨリ五月卅一日マテニ後半年度分ハ十月一日ヨリ十一月三十日迄ニ徵收スヘシ但區長ハ其期限內ニ於テ徵收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得（屆書式畧）

郡部地方稅徵收規則

第一章　地租割○第一條　地租割ハ地租ノ納期ニ於テ徵收スヘシ但田方ハ第三第四ノ兩期ニ於テ徵收スヘシ

第二章　營業稅○第二條　商業工業ノ開廢（賣藥請賣及行商ハ賣藥規則ノ手續ニ依ル）ハ其戶長役場ヘ屆出ヘシ但警視廳ノ免許ニ係ル營業ハ其免許證ヲ添フヘシ○第三條　營業稅前半年度分ハ四月一日ヨリ五月卅一日迄ニ後半年度分ハ十月一日ヨリ十一月卅日迄ニ徵收スヘシ但郡長ハ其期限內ニ於テ徵收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得

第三章　雜種稅○第四條　料理屋待合茶屋遊船宿芝居茶屋飲食店湯屋理髮人雇人受宿遊藝稼人相撲俳優幇間藝妓演劇興行遊覽所遊技場人寄席水車屠畜採藻ノ開廢業ハ其戶長役場ヘ屆出ヘシ但警視廳ノ免許ニ係ル營業ハ其免許證ヲ添フヘシ○第五條　乘馬ハ營業自用ヲ區別シ所有者ヨリ其戶長役場ヘ屆出ヘシ○第六條　遊藝稼人相撲俳優ノ等級ハ郡區ヲ通シテ設クルモノトシ遊藝稼人ハ頭取相撲ハ年寄總代俳優ハ座元總代ノ連署ヲ以テ本人所在ノ戶長役場ヘ屆出ヘシ但其等級變換ノトキモ亦同シ○第七條　客間アル料理屋同飲食店及待合茶屋遊船宿湯屋理髮人雇人受宿人寄席水車乘馬採藻稅前半年度分ハ四月一日ヨリ五月三十一日迄ニ後半年度分ハ十月一日ヨリ十一月三十日迄ニ徵收スヘシ但郡長ハ其期限內ニ於テ徵收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得○第八條　客間アル料理屋同飲食店及遊藝稼人相撲俳優幇間藝妓遊技場稅ハ毎月二十日迄ニ徵收スヘシ○第九條　芝居茶屋演劇興行遊覽所稅ハ其開場五日以上ノモノハ五日毎ニ五日未滿ノモノハ閉場ノ日ニ徵收スヘシ但演劇興行遊覽所ハ上リ高仕譯書ニ依ルヘシ○第十條　船車稅ハ國稅ノ納期ニ於テ徵收スヘシ○第十一條　屠畜稅ハ屠殺前所有者ヨリ屠畜場所在ノ區役所又ハ戶長役場ヘ納メ領收證ヲ請取ルヘシ屠畜場管理人ハ其頭數ヲ稅金領收證ニ照シ屠殺後其證書ニ屠殺濟ノ文字ヲ朱書シ返付スヘシ

第四章　戶數割○第十二條　戶數割ノ標準トスヘキ建物新築ノ時ハ左ノ書式ニ依リ使用者ヨリ其戶長役場ヘ屆出ヘシ但其增減變換ノトキモ亦同シ○第十三條　戶數割前半年度分ハ四月一日ヨリ五月三十一日迄ニ後半年度分ハ十月一日ヨリ十一月三十日迄ニ徵收スヘシ但郡長ハ其期限內ニ於テ徵收ノ日時ヲ定ムルコトヲ得（屆書式畧）

○北海道轉籍移住者　農商務省第五回報告に據るに明治十六年第十號布達北海道轉籍移住者手續に依りたる十八年中渡航保護の許可を與へたるは戶數百六十九戶（內士族一戶平民百六十八戶）人口八百四十三人（內士族五人平民八百三十八人）にして之を前年に對照すれば戶數に百七十八、人口に三百八十を減せり然る所以は轉籍移住の氣勢倍々旺盛に趨き渡航保護出願者頗る多しと雖も經費制限あるを以て悉く之を許可すること能はず爲に千有餘戶の願ひを却下し尚ほ一昨年三月渡航保護出願を停止し尚ほ七月以降十八年度の經費を以て保護すべき渡航者の如きは大に季節に後るゝを以て昨十九年移住せしむべき豫定ありしに由る然り而して渡航保護出願中既に移住の準備をなし止むを得ず自費渡航したる者及十七年農商務省第一號告示に依り自費渡航者に假家作料、農業器具代、種物代等を給與せし者戶數百八十四戶（內士族九戶平民百七十五戶）人員八百四十七人（內士族三十八人平民八百九人）にして其委詳は左表の如し（表略）

又北海道三縣移住士族取扱規則及師範農家取扱內規に依り十八年中該三縣に於て移住保護を得たるものにして農商務省北渡航保護願を許可せしは總計戶數二百九十二戶（內士族二百八十三戶平民九戶）人口千五百〇一人（內士族千四百六十人平民四十一人）あり其委詳は左表の如し（表略）

（以上本年一月二十八日官報）

○各國海底電信線　夫れ電線上の通信は近年日に增進して止まずと雖其中特に著しく發達せしものは海底電線上の通信なりとす蓋し今を距ると廿年前に在りては地球上僅に二三の海底電信線あるのみにして其延長も亦極めて短小なりしが今日に於ては電線殆んど海底を蔽ひ以て全世界の各國を連絡せり

方今北亞米利加及歐羅巴の兩洲間に開架せる海底電信線は都合十線にして其中一は千八百六十九年に、一は千八百七十三年に、一は千八百七十四年に、一は千八百七十五年に、一は千八百七十九年に、一は千八百八十年に、

一は千八百八十二年
十線の中、六線は愛耳
線は英國ペンザンス
ツト會社に於て架設
に依り佛國アーヴル
して獨逸國エムデムよ
利加とを連絡せり
南亞米利加及歐羅巴
り起りて伯西爾國ペ
との間には孟買より
及國アレキサンドリ
に通じ夫より佛國馬
他の一線はマルト島
又地球上海底電線を
は都合八線あり而し
設せらるゝものあり
里斯本に達する一線
二線獨逸國との間に
威國との間にはアレン
にはゴデンブルクに達
ンデルウヰクに通ず
白耳義國との間には
此外英國は尙ほ左の
第一　トリポリー
第二　マルト及シ
第三　アレキサン
ト島に通ず）
第四　アレキサン
第五　アレキサン
第六　蘇士及亞丁
第七　スアキーム
第八　印度マドラ
瓜哇を連絡す）此
防に通ずる線路
路を經て佛國に達
又支那海に於ては英國
は海防香港廈門及上
及西伯利亞とを連絡
阿非利加洲の海岸に於
ー群島に通じてセ子ガ
バール、モザンビック及
る一線を架設せり此外
日其架設に着手する筈
又濠太剌利國　ニュー
通ずる一線あり

雜報

○日本の商賣及代
ッテ在留の高橋
（前畧）若英以來
爲富の途は素より
力に取附候上は學
智識とすることゝ
れ一人朝暮の便否
と當國の富を視て
一本立の吾妻男
金滿家となり外國
軍艦三四十艘水雷
候時を假に思設け
り頗著仕候にも及
細亞亞弗利加濠太
事家平生の考敷と
て世話頼み候者は
に入込來り終に宗
國の持主の中分を
萬國公法の本主義
代に本邦も亦仲間
之今日の友とも明
確道具と全備致
して我が用意ある
急務に可有之是れ
可申而して身代持
相手には無之懸相
と申せば日本の財
來日本は農產國に
至極の事にて候ひ
成候上は總て擧替
商國と相成度事に
府れ工業雛形を入
起候へとも民間の
本の幾分相殺候樣
間敷頃日獨逸工業